

首都圏スタートアップ呼び込み推進事業業務委託仕様書

本仕様書は、首都圏スタートアップ呼び込み推進事業業務委託について、受託事業者に対する業務内容を示すものであり、受託事業者は、次の業務を長崎県産業労働部新産業推進課（以下「県」という。）と連携を図り実施するものとする。

(事業の目的)

- 1 本事業では、首都圏の投資家や渋谷 QWS をはじめとするスタートアップ関連拠点（以下「拠点」という）との連携を通じ、スタートアップの本県への呼び込みを推進する。
なお、「呼び込み」とは県外のスタートアップが県内に支店等の拠点を構えることを指す。（以下では「立地」ともいう）
また、本事業の取組により、令和 7 年度内にスタートアップ 5 社を本県へ呼び込むことを目標とする。

(事業の内容)

- 2 本事業で実施する内容は、下記のとおりとする。なお、回数等は最低限のものである。
提案にあたっては、本事業による呼び込みの目標 5 社の実現に向けた提案とすること。
 - (1) 首都圏の投資家や拠点との連携を通じたスタートアップの掘り起こし
 - ①首都圏スタートアップ等との面談の実施
首都圏の投資家や本県が連携する拠点等との連携を通じ、スタートアップ等との面談を実施する。
 - ・投資家（延べ 100 社以上）
 - ・拠点（延べ 30 か所以上。なお、本県は SHIBUYA QWS 等の首都圏の拠点 3 か所と連携予定）
 - ・首都圏スタートアップ等（延べ 300 社以上）

●以下の項目について企画提案書に記載すること。

 - ・実施体制
 - ・面談予定の投資家や拠点、スタートアップ等のリスト
 - ・投資家や拠点、スタートアップ等との接触頻度や方法
 - ・スケジュール等
 - ②首都圏スタートアップ等への情報発信（10 回以上）
首都圏スタートアップ等へ、本県への視察や立地に向け、事業環境や支援施策などの情報を発信する。

●発信内容や方法、スケジュール等を企画提案書に記載すること。
 - ③首都圏スタートアップ等の本県視察や呼び込みに向けた交流会開催（計 10 回以上）
首都圏等及び県内での交流会開催による本県視察や立地の促進を目的とする。

●以下の項目について企画提案書に記載すること。

 - ・交流会の内容や場所、時期、回数
 - ・交流会を通じた首都圏スタートアップの本県視察や立地に向けたプロセス・手順
 - ・交流会の周知や申込受付
 - ・実施体制 等

※交流会でのスタートアップとの面談数は①のスタートアップとの面談数(延べ300社以上)に合算可能とする。

- (2) 首都圏スタートアップ等に向けた本県への興味喚起を図る動画コンテンツの制作及び県が指定するウェブサイトへの掲載
- ・動画は、上記（1）の取組や本県の支援施策等をまとめた内容とし、5分～10分程度とする。
 - ・制作した動画コンテンツは最終成果物として県に提出し、著作権は県に帰属する。
 - 動画の企画内容等を企画提案書に記載すること。
- (3) 上記2（1）及び（2）の効果を高めるための独自提案
- 独自の提案がある場合、企画提案書に記載すること。

(業務報告)

3 受託者は本業務の完了後、契約期間内に、実施内容をまとめた報告書を提出すること。

- ① 提出場所 長崎県産業労働部 新産業推進課 新産業・スタートアップ班
- ② 提出内容
 - ・報告書 A4版 2部
 - ・電子媒体 (CD-R等) 2部 (動画コンテンツデータも含む)
(媒体表面に業務番号・業務名・商号または名称を記載する。)

※データの提出にあたっては、県と協議のうえ、提出するファイルの形式を決定すること。